

喜多方市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、就労に結びつく能力開発の教育訓練を受講しようとする母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の母又は父（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）に給付金を支給することにより、その就業を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業によるひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給対象者は、市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父であって、次の各号に掲げる受給要件の全てを満たす者とする。

ただし、令和6年8月29日まで教育訓練講座の指定を受けたものに係る受給要件については、第1号の規定は適用しない。

- (1) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験、希望職種、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

(対象講座)

第3条 本事業の対象講座は、次の各号に掲げる講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が必要と認める講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が必要と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係

る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が必要と認める講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以下、「指定教育訓練」という。）

（支給額等）

第4条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（前条第1項第1号及び第2号の講座を受講する者）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円とし、12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

（2） 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（前条第1項第3号の講座を受講する者（本条第1項第3号に掲げる者を除く。））

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のため支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

（3） 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（指定教育訓練を受講する者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者）に限る。）

当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円）とし、その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものと

する。)

(4) 受講開始日現在において前各号以外の受給資格者

前各号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金(以下「教育訓練給付金」という。)の額を差し引いた額(その額が12千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)

令和6年8月29日までに修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例によることとする。

(事前相談の実施)

第5条 市長は、訓練給付金を受けようとする者に対して、事前相談を実施し、支給要件について聴き取り調査を行うとともに、職業生活の展望等を聴取し、自立が効果的に図られるかどうか受講の必要性について確認するものとする。

2 訓練給付金(類似制度による給付を含む。)は、原則として、過去に本市又は他の地方公共団体等において給付を受けた者には支給しないため、次の各号に掲げる給付金等の受給の有無を前項の事前相談時に確認するものとする。

(1) 教育訓練給付金

(2) 求職者支援制度による職業訓練受講給付金

(3) 財団法人21世紀職業財団の実施する再就職希望登録者支援事業の指定教育訓練経費援助

(4) 高等職業訓練促進給付金

(5) その他

3 訓練給付金支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認することとする。

(対象講座の指定)

第6条 訓練給付金を受けようとする対象者は、自らが受講しようとする講座について、次の各号に掲げる書類を添えて自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(様式第1号。以下「講座指定申請書」という。)を市長に提出し、講座の指定を受けるものとする。市長が公簿等(マイナンバー制度による情報連

携を含む。以下同じ。)により確認することができる場合において、当該対象者の承認を得て当該確認を行うときは、添付書類を省略することができる。

(1) 当該対象者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

2 講座指定申請書は、受講開始日の前日までに提出しなければならない。

ただし、雇用保険法の一般教育訓練給付金の受給資格者で、自立に資すると認められる講座を受講したにも関わらず、事前申請が必要なことを真にやむを得ない事由により知り得ず、事前相談がなかったものについては、すみやかに対象講座の講座指定申請書を提出することとする。

3 市長は、講座指定申請書を受理したときは、速やかに受講資格を審査し、対象講座の指定の可否を決定して、その結果を自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(様式第2号)により当該対象者に通知するものとする。なお、訓練給付金の支給方法について第7条第4項の規定を適用する場合は、その旨を通知する。

(訓練給付金の支給等)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講修了日から起算して30日以内(専門実践教育訓練給付金の支給を受けようとする者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内)に、次の各号に掲げる書類を添えて自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式第3号。以下「支給申請書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、公簿等から確認できる者は、第1号の添付書類を省略することができる。

(1) 当該対象者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し

(2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類(ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。)

(3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する書類若しくは受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書(第7条第4項

によって支給する場合に限る。)

(4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書

(5) 受講対象講座指定通知書

(6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」

2 市長は、前項による支給申請書の提出があったときは、当該対象者が受給要件に該当するか否かを調査し、速やかに訓練給付金の支給の可否について決定し、当該対象者に対し、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第4号）又は自立支援教育訓練給付金支給申請却下通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前項の規定による訓練給付金の支給の決定を受けた者は、自立支援教育訓練給付金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、第4条第1項第2号に規定する者の訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を特例で決定することができるものとする。支給方法の特例を決定できる。その場合、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定することとする。

（訓練給付金の追加支給等）

第8条 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に、次に掲げる書類を添えて自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第7号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を市長に提出するものとする。ただし、公簿等から確認できる者は、(1)の添付書類を省略することができる。

(1) 当該ひとり親家庭の母又は父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類（ただし、令和6年8月29日までに教育訓練講座の指定を受けたものを除く。）
- (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- (6) 当該ひとり親家庭の母又は父が資格の取得をしたことを証明する書類

2 市長は、前項による支給申請書の提出があったときは、当該対象者が受給要件に該当するか否かを調査し、速やかに訓練給付金の支給の可否について決定し、当該対象者に対し、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（追加支給用）（様式第8号）又は自立支援教育訓練給付金支給申請却下通知書（追加支給用）（様式第9号）により通知するものとする。

3 前項の規定による訓練給付金の支給の決定を受けた者は、自立支援教育訓練給付金請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（給付金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に教育訓練の受講を開始したもののから適用する。ただし、第5条の規定は、この要綱の施行の日から6月を超えない範囲内において、市長が別に定める日から適用し、同日までの間、第6条第2項中「受講開始日の前日」とあるのは、「市長が別に定める日」とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 平成 29 年 4 月 1 日以降に新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成 29 年 4 月 1 日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。
- 2 令和 3 年 7 月以前分の訓練給付金に係る受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成 29 年所得から令和元年所得において地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第 2 号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第 13 号に規定する合計所得金額が 125 万円を超える者に限る。）及び同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 1 項第 3 号に規定する教育訓練給付金の支給額が 12 千円を超えない場合は訓練給付金の支給を行わないものとする同号の規定は、令和元年 7 月 1

日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日付けで一部改正し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日付けで一部改正し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月11日付けで一部改正し、令和6年8月30日から適用する。